

新興教育運動と「二・四事件」(長野県教員 赤化事件)の社会的意義

柿 沼 肇

はじめに —— 過去(歴史)を知り、過去(歴史)から学ぶ

新興教育運動とは、「戦前」日本の代表的な教育運動の一つで、日本教育労働者組合(略称「教労」、1930年8月準備会、10月正式結成)と新興教育研究所(「新教」、同年8月創立)、およびその後継の組織によって展開された運動のことである。プロレタリア教育運動、あるいは「教労」「新教」の教育運動と呼ばれることもある。「教労」は全国的な教員組合の結成を目指し、「自分たちの解放」と「プロレタリア、貧農児童の解放」とを「支配階級との闘争」⁽¹⁾を通して闘い取るため非法的に活動した。「新教」は「反動的ブルジョア教育の克明な批判とその実践的排撃」および「新興教育の科学的建設とその宣伝」⁽²⁾とを自己の任務として創設された。両組織は緊密に連携し合いながら、また当時の労働組合運動(日本労働組合全国協議会、略称「全協」)や文化運動(プロレタリア文化連盟、略称「コップ」)の一翼をも担い、「エドキンテルン」⁽³⁾(教育労働者インタナショナルの略称)をはじめとする国際的な教育労働者の運動とも連帯しながら、反帝・反独占・反戦平和・反天皇制の立場に立った多面的総合的な教育闘争を繰り広げた。しかし、度重なる弾圧などによって1934年ごろには組織的活動ができない状態に追い込まれた。

「二・四事件」は、「治安維持法違反」⁽⁴⁾を名目に、1933(昭和8)年2月4日から、以後およそ7ヵ月にわたって、長野県の日本共産党や日本共産青年同盟をはじめ労働組合、農民組合、日本プロレタリア文化連盟とそれに加盟する文化団体などに加えられたきわめて大がかりな弾圧事件のことである。その中で「全協」日本一般使用人組合教育労働部(「教労」の後継組織)および新興教育同盟準備会(「新教」の後継組織)の長野支部に結集していた教師たちに対する弾圧がいちばん規模が大きく、全検挙者608名の内230名を占めるといほどのものであった。そんなこともあって取り締まり当局やジャーナリズムはこの事件を「教員赤化事件」あるいは「左翼教員事件」としてセンセーショナルに扱い、長野県はもとより全国に強い衝撃を与えるところとなった。

昨年（2003年）はこの「二・四事件」のちょうど70周年にあたる年であった。それを記念して長野県では、「県教組」「高教組」「私教連」の3組合と治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟、民間教育研究団体連絡協議会、歴史教育者協議会、教育科学研究会のそれぞれの県組織が共同して実行委員会をつくり、「『二・四事件』70周年記念の集い」を開催している（2月15日、長野市の勤労者福祉センターにて）。「長引く不況とリストラ攻撃のもと」「憲法改悪の動き」「有事法制制定の策動」「教育基本法の改悪の動き」などに「象徴」される「平和と民主主義の屋台骨が危うくなりつつ」ある今日の下で、「『二・四事件』で弾圧された多くの青年教師たちが、
・弾圧を覚悟しながら追求したももは何であったか
・彼等をそうさせた社会状況や教育現実と彼らの根本理念は何であったか
・『二・四』を現在に引き寄せて考えて見るとき、私達に何が
見えてくるのか
・さらに、彼等のその後の生きざまをも知ることは、困難と混迷を深める今の学校と教育を何とかしたいと願っている私達にとって、また平和と民主主義を発展させたいと願う私達にとって重要ではないか（以上の引用は「集い」の「よびかけ文」から）という課題意識⁽⁵⁾に立って、改めてこの「事件」の全容を解明し、その歴史的意義、今日的意義を明らかにしようという試みであった。長野県教組の機関紙『新聞長野県教組』（2003年3月5日号）によれば、参加者91名、「講演や参加者の発言にも熱がこもり、現代の課題に通じる集会に」なった⁽⁶⁾とのことであった。

実をいうとこの集会が準備される過程で私にも講師依頼と参加案内が届いたが、少しばかり大きな手術をした後だったので残念ながら出席することができなかった。

なお、長野県では「二・四事件」を対象とした記念集会（県民集会）が過去に三度開かれていた。50周年、60周年、65周年の三回であるが、その内2回目の「いま語る『二・四事件』—60周年記念県民のつどい」（1993年2月14日、長野県教育会館）では「記念講演」の役割が私に与えられ、「『二・四事件』の今日的意義」と題して拙い話をしたのであった。この時の「参加者は会場一杯、150人余」で「会場を埋めつくした参加者は体験者の証言や記念講演などに聞き入った」と「記録」⁽⁷⁾にある。

また長野県では、「二・四事件」65周年記念集會を契機にして、「戦後」の占領時代に引き起こされた二つの「弾圧事件」についての集會が持たれている。その一つは「『ケリー旋風』50周年記念集會」（1999年2月21日、長野県教育会館、参加者90人）で、他の一つが「長野師範学校における学園民主化運動弾圧事件（「長師事件」）の真相を明らかにする会」（2000年3月11日、県勤労者福祉センター、参加者約70人）である。両集會とも新資料、新証言を含めた詳細な「記録」が刊行されている⁽⁸⁾。

長野県で取り組まれているこのような活動は教育運動や教育運動史に関心を持つ者にとって見逃すことのできない大きな意義を持っている。「過去」（歴史）を知り、「過去」（歴史）から学ぶということの意味や大切さを如実に示してくれているからである。長野のような取り組みをしているところは他県にはないし、またそれを広く全国的な規模で報道してくれるマスコミも乏しいのがひどく残念であるが、いずれにしても私は教育と教育史、なかならず教育運動史の研究と教

育に携わっている者の一人として、これらの取り組みを行っている諸組織・諸団体や有志の方々に深く敬意を抱いていることをここに記しておきたいと思う。

さて、私は、前記したように「二・四事件」60周年の折にはやや深く関わったものの、70周年の時には参加することさえできなかったことを今でも残念に思っている。その「記録」を精密に読めば読むほどその思いは強くなる。最新の研究と新資料に接し、関係者(その多くは既に物故してしまっている)の教え子や親族、それに参加した人たちの思いを生々の声で聞きたかった。それらは、私たちの教育運動史研究に大きな励ましとエネルギーを与えてくれているように思えて仕方がないからである。そんなわけで、少し遅ればせになったがその集会に参加したつもりになって、また「60周年記念」時の講演を思い起こしてそれを最大限生かしながら、表記のテーマのもとに若干の事柄について述べておきたいと思う。

1. 長野の「当事者」や運動から学ぶ人たちとの交流

最初に、どんなことを契機にして長野県におけるこれらの集会を準備したり支援したりする方々と知り合うようになったのか、また長野在住の「当事者」(運動に直接・間接に携わってきた方々)とお付き合いをして頂くようになったのか、について若干のことを記しておきたい。そのことは新興教育運動を中心として教育運動史の研究をしてきた私にとって意味があるだけでなく、何時か教育運動史の「研究史」が書かれる時にもいくらかの証言的意味を持つと考えられるからである。

もともと私の中には、中・高校時代に多分学校の勉強を通して形造られたのだと思うが、長野というところは自由民権運動、農民運動、青年運動などの高揚したところ、それを通じて県民の「政治意識」「文化意識」が高いところ、という観念があった。よくいわれるような「教育県」とか、「教育意識」の高さということについて耳に留めたり、活字を通して目にするようになったのは、ずっと後、大学に入ってからのことである。

これらのことと、それに自然の景勝のすばらしさという意識が重なって、私は長野県・信州というものに対してある種の特別な思い、一種の「うらやましさ」のようなものさえ感じていた。そして、大学で「新興教育」の研究に取り組むようになって、この長野に対する関心が一層重く切実なものとして私の中に位置づくようになった。すなわち、「戦前」の1930年代に展開されたこの「新興教育」の運動において、長野県の教員とその組織が果たした役割はきわめて注目すべきものがあり、それを抜きにしてその意義を語るができないことが分かってきたからである。その頃から、主として「新教懇話会」(後の教育運動史研究会)の活動を通して、長野県の運動「当事者」やこの教育運動に関心を持つ方々との直接的な交流をお願いするところとなった。それから数えるともう40年以上の年月が過ぎ去ってしまったことになる。

大学に入ってその教養学部時代、私は「生活綴方」についてはある程度勉強したり、「全教ゼミ」(全国教育系学生ゼミナール)の活動などを通じて知ってはいたのだけれど、「新興教育」に

については全く聞いたこともなければ目にすることもなかった。教育学部に進学してしばらくしてから初めてその存在を知るようになったのである。

当時、東大教育学部には大田堯研究室を中心に民間教育史料研究会という研究会があった。一方、井野川潔氏を事務局長とする新教懇話会（1959年1月発足）が雑誌『新興教育』⁽⁹⁾の活字版全17冊を発掘してその復刻版を刊行・頒布するため、「『新興教育』複製版刊行委員会」を作っていた（1965年10月に第1巻配本、67年7月に最終巻・第9巻を配本）。「民間研」はこの刊行事業に協力して、出版されたばかりの雑誌を全国各地に梱包・配送する役割を果たすことになり、大田氏の指示で先輩の横須賀薫氏と私が「刊行委」の事務局に入ることになった。この復刻版の購入者は都道府県別に見て長野県が一番多く、毎回30部ぐらいを送付したのではないかと思う。この事業を通じて私には、『新興教育』が一番多く読まれる地域としての長野県と、その発送先の「平松^{ただし}規」⁽¹⁰⁾という名前が強く頭に刻み込まれたのであった。また、この刊行委員会の事務局に入ったことが契機になって間もなくから新教懇話会の事務局的な仕事にも携わるようになり、その例会などにも欠かさず出席するようになった。そして、自分の「卒業論文」では「新興教育」について書いてみようと思うようになったのであった。この二つの事務局活動を通じて私は、多くの新興教育運動の「当事者」に直接お目にかかり、親しくご指導と励ましを頂くことができた。それらの方々のほとんどが今はもう亡くなってしまっているが、今でも当時の様子を懐かしさを込めて思い起こすことがある。

「民間研」と新教懇話会は、この「新興教育複製版」刊行事業のあと、その出版を記念して共同して「『新興教育』シンポジウム」を開催する（1966年8月、67年8月、68年8月）。また新教懇話会は3回目のシンポジウムを終えた後の総会で教育運動史研究会と改称し、69年には独自に（「民間研」は協賛）夏季研究集会（全国研究大会のこと。3回のシンポジウムの継続として第4回夏季研究集会と銘打つ）を持ち、以後毎年8月に開催するようになっていった。この2回目のシンポジウムの後（67年9月）私たち（井野川潔、森谷清、柿沼の3名）は「教労」長野支部の責任者であった藤原晃氏を東筑摩郡麻績村のご自宅に訪問することになった⁽¹¹⁾。これが私にとって長野在住の「当事者」と直接お目にかかる最初であった。その藤原氏に2度目にお会いしたのが、1970年8月の「『新教』創立・『教労』結成40周年記念夏季集会」であった。氏は、「当事者が語る戦前の教育運動と弾圧の実態」と題するシンポジウムで、「長野支部における運動」について「証言的報告」を行ったのである。またこの折に今村治郎氏も上京し、長野支部の作成した「修身科・無産者児童教程」について短時間ではあるが貴重な「証言」を行っている⁽¹²⁾。これが、長野在住の「当事者」としては最初の集会参加であった。なおこの集会には東京在住の奥田美穂氏も参席し、集会後の懇親会などで旧交を温められたとのことである。

一方、長野の教師で「新興教育」や「二・四事件」に関心を持ち、その実態の解明と意義について研究し、その成果の普及に中心的な役割を果たした（今も果たしている）のが坂口光邦氏であるが、氏とお会いした最初も教育運動史研究会の夏季研究集会でのことであった（もともと、名前を知ったのは前記「『新興教育』複製版」の折で、そののち教育運動史研究会の全国運営委

員を引き受けてくださっていたので、その意味ではよく存じ上げていた）。1978年8月の第13回夏季研究集会のことで、当時氏は「長野県教組」を「御用組合」から「民主化された県教組」へ飛躍させる中心的な役割を果たし、執行委員長の職にあった。その折に私は、氏から『長野県教組30年史』監修の任につくよう求められたのであった。それが機縁となって「40年史年表」等を作る折にも参画し、また『50年史』では再び監修の役割を担うことになる⁽¹³⁾。そして、これらの仕事を通して「戦前」ばかりでなく「戦後」の長野県の教育運動についても実にたくさんのことを学ぶこととなった。『30年史』の「監修のことば」の中で「長野県教育（と日本の教育）の民主的発展のために日夜心をくだしているたくさんの人たちと深く知り合い、多くのことを学ばせて頂いた」と記したのはけっして誇張ではない。

以上ごく簡単に長野の運動「当事者」と「戦後」その発掘、継承に取り組んでいる方々と近づきになった契機について述べてきたが、次にもう少し広げて、長野における「新興教育の実態の解明と研究」の歩みについて新教懇話会・教育運動史研究会の側から見たものを簡潔に記しておきたい。

2. 「長野の新興教育」研究史に関わるいくつかのこと

新教懇話会がその例会で長野を取りあげた最初は1959年6月と7月のことであった。その時の、綿密な調査活動に基づく報告（判沢弘「長野の新興教育運動の調査から」⁽¹⁴⁾）を中心に機関誌『新教の友』第5号（1960年6月発行）が「長野特集」を組んでいる。そこには判沢報告のほかに、「当事者」の岩田健治、西條徳重、奥田美穂氏の談話と論稿、教え子であった小林徹、住田仙三氏の思い出の記録などが多数収録されている。これらによって長野の運動の概略が初めて明らかになったのであった。以後、前記『新興教育』複製版の『月報』や教育運動史研究会の機関誌（『教育運動史研究』、『季刊教育運動研究』）、あるいは研究会の会員が企画編集に参画した書籍などに、折に触れ関係の論文や証言的記録が載せられるようになっていった。

1961年3月、長野で二・四事件記録刊行委員会（刊行委員長は榛葉利徳「高教組」委員長）の手により『長野県教育の抵抗の歴史』が刊行された。これは、「二・四事件」当時の検察・警察の取り調べをもとにして「長野県学務部・視学」がまとめ、文部省や県議会に報告するため謄写印刷された^秘文書「長野県教員左翼運動事件」などをタイプ印刷（B5版156ページ）したものである。これによって、弾圧する側の意図に基づくという制約はあるけれど、初めて史料的裏づけを持って「二・四事件」の概要が知られるようになった。以後の研究や証言的記録では必ずこの文書を参考にしているか、念頭に入れるかしている。その意味でこの発掘・刊行は画期的な意義を持っていた。

1969年1月、二・四事件記録刊行委員会と教育運動史研究会との協力によって、「教労」「新教」の長野県の「当事者」と中央組織の関係者などが集まった座談会が開かれた（松本市郊外浅間温泉）。そこでは、この^秘文書とその他の「官側資料」を材料に、運動の目指したものと「二・

四事件」の本質・影響などについて生き生きとした語り合いがなされたのである。そして、同年10月、その「資料」類と「証言」を収録し、「概説」などを附した、二・四事件記録刊行委員会編『抵抗の歴史 戦時下長野県における教育労働者の闘い』が労働旬報社（現在の社名は旬報社）から刊行された（本稿の註記では『抵抗の歴史』と略記する）。この書の刊行によって長野県の新興教育運動（そして「二・四事件」）の実態解明は飛躍的な発展を遂げたのである。そのことを同書は次のように記している。少々長いが引用しておきたい。

「長野の運動は、その徹底的な弾圧と事後の当局や新聞などの悪宣伝と運動の人民的意義の抹殺、信濃教育会をはじめとする反動的教育体制への協力などによって、この運動が実際に残した影響、その後の運動発展のための遺産は人々の目からおおいかくされた。そしてその当時、運動の当事者の間にさえ十分に評価しきれない状況を生みだしていた。その意味で今この《資料》と《証言》により運動の真実と経験がかなりの程度まで明らかにされたことによって今日の運動の発展に実践的に生かされる糸口がつけられ、この運動の歴史的意義を正しく全面的に明らかにしうる段階にたっしたのだといえよう」（215 ページ）⁽¹⁵⁾。

なお、この座談会の出席者は実名を公表しないでアルファベット（A から L まで）で記載されているが、掲載されたその略歴（18 ページ）を見れば氏名を特定することはそれほど難しくない。大半の人たちが既に他界され、また当時と今日では事情も大きく異なって、名前を明らかにしても差し支えない状況になっていると思われるが、万一のことも考え、ここではなお差し控えておくことにしたい。

長野の教育運動の解明に関わって教育運動史研究会が果たした役割についてもう一つどうしても記しておかなければならないことがある。それは1979年1月5・6日に長野市で開かれた「長野県の戦後教育運動三十年の歩み」と題する座談会のことである。当時教育運動史研究会は、「戦後教育運動の地域の歩みと課題」というテーマで、各地で、関係者を中心とした座談会を持ち、会の機関誌であり市販もされていた『季刊教育運動研究』（発行所あゆみ出版）に掲載する活動を続けていた。その最後（9回目）として取りあげたのが長野県で、同誌の第11号（1980年4月）から13号（同年11月）に分割掲載されている。他の府県・地域の場合は1回か2回であったのに長野だけは3回分を要したのには訳がある。つまり他のところでは大体「戦後」の歩みを中心にして座談会が組まれたのに対し、長野では「大正」期の「自由主義教育」から「昭和」の「教労長野支部の活動」を経て「戦後」におよぶというように、対象が広範に渡ったからである。それを示すために座談会で話し合われた大項目をあげてみると次のようであった。

信州白樺派の自由主義教育	教労長野支部の活動とその弾圧（二・四事件）
組合の結成と信濃教育界	組合大弾圧（ケリー旋風とレッドパージ）
勤評闘争とその意義・役割	校長・教頭組合分離とその後の長野県教組
長野県の民間教育運動	

したがって県側の出席者も多様で、小林多津衛、宮坂栄一氏（「信州白樺派」）、西條億重、藤原晃氏（「教労」）をはじめ、ケリー旋風やレッドパージの当事者、教組の現・旧役員、民間教育

研究団体の役員・会員、『長野県政史』や『長野県教育史』の編纂・編集委員、『長野県教組三十年史』編集委員など総勢 27 名にのぼっている（司会・進行は坂口光邦「県教組」委員長）。こうして、長野の教育運動のそれぞれを代表するような「当事者」や、教育運動の研究者が一堂に会して座談会を持つことによって、少なくとも教育運動史研究会の側から参席した者たち（井野川潔会長はじめ私も含めた 5 人の機関誌編集委員）は、これで長野の教育運動の「戦前・戦後」を通した「通史」への見通しができるようになったと実感したのであった。また、「戸倉事件」など信州白樺派への弾圧、「二・四事件」での弾圧、そして「戦後」の「ケリー旋風」による「教組」への弾圧が、長野県の自主的民主的な教育活動、教育運動をとりわけ大きく阻害したことを共通認識するところとなったのである。

もっとも長野県の教育史を教育運動の立場から「通史」的に見るうえで大きな意味のある図書が既出版されていた。それは、佐久教育科学研究会（代表坂口光邦）編『長野県教育のあゆみ—信濃教育会批判—』（労働旬報社、1975 年 12 月）である。ここでは先の座談会の諸テーマ、諸問題が信濃教育会の対応を批判するという角度からほとんど総て取りあげられている。逆にいえば、坂口氏らがこの書をものにすることができていた故に座談会を成功裏に進めることができたといつてよいのではないと思われる。ただ、そうだとすると、やはり実際の「当事者」や「関係者」が集まって生の声で事実を確認したり、評価したりするのは随分迫力が異なる。座談会とその記録は、参加者一同のその後の活動や研究への意気込みを一層高めるのに役立ったのであった。

以上、長野の「新興教育」と「二・四事件」についての解明と研究の発展に関わって教育運動史研究会サイドから見た期を画するような取り組みについて、かいつまんで述べてきたが、関連して別の角度からもう一つのことを記しておきたい。

それは長野の「当事者」が書いた「証言」や「体験的記録」類についてのことである。その一番最初のもは前記したように『新教の友』第 5 号に収録されたいくつかの論稿であるが、その次が『日本教育運動史』（全 3 巻、三一新書、1960 年 12 月）の第 2 巻「昭和初期の教育運動」に掲載された藤原晃「長野の運動について」である。この『日本教育運動史』の編集は、新興教育運動「当事者」（井野川潔、黒滝チカラ、菅 忠道）と、当時の新進教育研究者（川合章、伊藤忠彦、海老原治善）の 6 名による編集委員会が当たっている。しかし執筆者の大半も含めていずれも新教懇話会のメンバーであり、事実上「懇話会」の企画仕事であったといつてよい。その第 2 巻（編集代表黒滝チカラ）はその全体が「教労」と「新教」にあてられ（その前史を含む）、これによって教育運動史上における新興教育運動の位置・役割が初めて明確になり、いわば「市民権」を得るところとなった。全 3 巻がわが国の教育運動史研究の本格的な出発を示す記念碑的著作であるが、その点では新興教育研究においても同様であった。これらを契機にして「当事者」の「証言」等が次第に蓄積されていくが、それがやがて個人のレベルで集大成され、単独の書籍として刊行されるようになっていった。その長野「当事者」の代表的なものとしては、次のようなものがあげられる⁽¹⁶⁾。

山田国広 『夜明け前の闇 信州教育抵抗の記録』 理論社, 1967 年 11 月

村山英治 『大草原の夢 近代信濃の物語』 新宿書房, 1986 年 3 月

藤原 晃 『八十年の軌跡 良心の火は燃えて』 ほうずき書籍発行・星雲社発売, 1990 年
12 月

これらの著作は当然のことながらそれぞれ個性的であるが、そこには著者の生い立ち、何故運動に参加していったのか、その中でどのような活動をしたのか、どんな教育活動・教育実践をしたか、弾圧と取り調べや処分はどのようなものであったか、その後の生きざま、などが記載されていて大変興味深いし、新興教育運動や「二・四事件」を理解するうえで大いに参考になる。特に記しておきたいことは、上記著書も含め、これら「証言」「体験記録」などが執筆・刊行されるに至った直接の動機についてである。このことは長野関係ばかりでなく全国各地に共通するのであるが、一言でいえば教育運動史研究会、なかんずく会長であった井野川潔氏の働きかけが圧倒的に大きな役割を果たしたということである。氏は、時には長文の手紙を書いたり、直接面談したりして、「当事者」を懇切丁寧な説得したり励ましたり援助したりしたのだった。おそらく氏の働きかけがなかったらその多くは日の目をみることがなかったであろう（もっとも教育運動史研究に果たした氏の功績はこういった面ばかりでなくもっと全面的であり、氏なくしてその発展はあり得なかったといつてよいほど絶大であった）⁽¹⁷⁾。

以上、「長野の新興教育運動」研究に関わるいくつかのことを記してきたが、そのような作業をしながらつくづく感じたことは本格的な研究史的整理の必要性ということである。また長野のことにとどまらず、教育運動史全体の研究史がしっかり作られることが今求められている、ということである。私の認識によれば、日本の教育運動史の本格的な研究は教育運動史研究会（新教懇話会時代も含めて）の活動によって開始され、発展していったので、まずは同研究会に即しながら研究のあゆみを総括することから始められるのがよいのではないと思われる。ただその中心的な役割を果たした会長の井野川潔氏と、事務局長や運営委員長であった森谷清氏が既に物故してしまっているし、古くからの会員もかなり多くの人たちが他界してしまっている。それだけに、比較的初期の頃から会の活動に参加し、事務局（長）や運営委員として会運営の末席に連なってきた私の責任が大きくなっているといわざるを得ない。そう遠くない時期に私のできることから取り組み始めたいと思う。

3, 新興教育運動と長野支部

本稿冒頭で新興教育運動と「二・四事件」についてごく簡潔に記しておいたが、ここでもう少し補足的にいくつかのことを書き加えておきたい。

新興教育運動とは、大胆な言い方をしてしまうと、マルクス主義あるいは弁証法的史的唯物論—現在では「科学的社会主義」といわれるようになってきている—の立場に立って、日本や世界の

状況、教育や子どもの問題について考えようとした人たち、教師たちが労働者をはじめ農民や勤労市民などいわゆる「人民大衆」と子どもたちの解放を願い、彼らの人間的発達を目指して繰り広げていった運動である。そして、それらの活動と結びつけて教師（教育労働者）自身の解放をも図ろうとしたのであった。したがって当時（1930年代）の厳しい天皇制教学体制の下では、その主張と実践は「反体制」的とでもいうべき性格を持たざるを得ないのであった。

前記の日本教育労働者組合と新興教育研究所というのがその中心となった全国組織であるが、「教労」は1931（昭和6）年5月他の労働組合と合同して「全協」日本一般使用人組合を結成し、その教育労働部となっている。この「教労」および「教労部」の運動は、官憲に知れると弾圧が予測されるようなものであったが、それにもかかわらず各地にかなり多数の支部組織が作られていった。東京、神奈川、長野—これらが大きなところである—をはじめ、沖縄を含めて25の府県にその支部があったことが確認されている。長野支部の誕生は32（昭和7）年2月のことで、そのちょうど1年後に弾圧を受ける、ということになる。

もう一方の新興教育研究所は、「新興教育」「プロレタリア教育」研究の中心機関として、またその実践や運動を進めていく中央組織として設立され、活動する。同時に「教労」と「表裏一体」⁽¹⁸⁾の関係を持ち、教員大衆に合法的に働きかけ彼らを教員組合に組織化するという役割をも担ったのであった。1931年11月、他の文化団体とともに日本プロレタリア文化連盟の結成に参画し、翌年（32年）8月には「労働者農民その他の勤労者の日常生活に於ける初歩的一般教育に対する欲求の充足」⁽¹⁹⁾を重点課題として大衆的教育サークルを基盤とした運動へと方向転換し、新興教育同盟準備会へと改組した。また、33年11月にはうち続く弾圧の中で、文化戦線の統一強化という方針の下にプロレタリア科学同盟の中に解消し、組織的力量的維持発展を図っていく。しかし、翌34年には徹底した弾圧のため、それを免れた兵庫支部を除いて、その活動を停止させられてしまった。この「新教」およびその後身の新興教育同盟準備会では、日本によって植民地化されていた朝鮮を含めて27の府県等に支局、支部、支部準備会が組織されている。それ以外に機関誌『新興教育』の読者網が台湾、満州（中国東北部）、上海などを含み、18道府県等で作られている。このように、この運動は国内はもとよりのこと、日本の占領地・植民地における日本人教師たち、あるいは植民地下の人民教師たちの中にもその広がりを見せていったのである。長野の「二・四事件」を見る場合にも、まずこの全体的な状況をおさえておくことが必要である。

長野県では、「大正」期以来の「自由主義教育」の伝統が強く、農民運動や青年運動も盛んであった。それらの土壌の上に、全国有数の新興教育運動が展開された。その組織化は、1931（昭和6）年9月の「新教」伊那支局と10月の諏訪支局の創設に始まる。翌年2月には「全協」日本一般使用人組合教育労働部長野支部（「教労」長野支部）が結成され、この時「新教」の両支局は統一されて「新教」長野支部となり、間もなく中央での組織改変に合わせて新興教育同盟準備会長野支部（「新教」長野支部）へと組織替えをする。以後この両組織の拡充が急速に進み、充実した支部組織が確立していった。県下を9地区（下伊那、上伊那、諏訪、中信、長水、更埴、

上小、佐久、木曾)に分け、百数十名の教員を組織し、そのほか多数の教員に影響力を与えていった。また、教科に関わっての教育サークル活動や反動教化に対する組織的批判活動(例えばアララギ派の批判、三沢勝衛郷土教育批判、木村素衛哲学批判など)を展開し、「修身科・無産者児童教程」に結実するような労働者、農民の立場からの教育実践を繰り広げた。「二・四事件」による教員の大量検挙直後の県学務部調査によってさえ、9校25学級の内8校16学級の児童にはっきりと「階級教育」が行われていたという結果が出ている⁽²⁰⁾。なお、この事件で行政処分を受けた教員は115名、その内懲戒免職6名、諭旨退職27名、譴責1名、休職継続^{かいちよく}36名、戒飭14名、不問8名となっている。また4月末までに検挙された者138名の内起訴された教員28名(その他が1名)、その内裁判で有罪とされ服役した者は13名であった⁽²¹⁾。支部としてはあらかじめ弾圧に備えて再建のための手はず(再建対策委員会の設置)を整え、また「教労支部八何ヲ為シタルカ」という真相発表文を各職場や父兄宛に発送する準備をしていたが予想をはるかに越える徹底した弾圧⁽²²⁾のためにそれをなし得ず、組織を再建することはできなかった。この大弾圧によって、長野県教育は、「新興教育」ばかりでなくその自由主義的伝統さえも根こそぎにされ、以後は次第に戦争協力の道を突き進むことになる。そして満蒙青少年開拓義勇軍送出日本一(総数約5500人、内死亡者約1500人)に象徴的に示されるように、「興亜教育」という名の「戦争教育」一色に塗り潰されていくわけである。

4、「二・四事件」の社会的位置と意味

世界史の中の日本の問題として

ところでこの「二・四事件」の弾圧が開始された直前の1933年1月30日という日は世界的にみてどんな日だったのであろうか。周知のとおり、ドイツでヒトラーが首相に就任した日である。つまり「二・四事件」の数日前にナチスが政権の座に着くという事態が発生していたのであった。したがって「二・四事件」60周年とか70周年というのは世界的にいえばナチス政権獲得60周年、70周年ということにもなるわけである。

ここに示されるように、「二・四」弾圧事件は単に長野の話だということではなく、まさに日本全体の問題であり、さらにいえば世界史の中における日本の問題という性格を帯びているものといわなければならない。「二・四事件」を見る場合、この世界史的動向を常に視野に入れておくことが必要である。

その後のドイツの動きをごく簡単に振り返ってみると、翌2月の27日にナチスによる国会議事堂放火事件がある。そして3月5日には最後の国会総選挙があってナチ党が圧倒的第一党になり(ナチ党288、社会民主党120、ドイツ共産党81)、3月9日には共産党を非合法化する。以後、ファシズム勢力は国内の反対勢力、抵抗勢力を徹底的に弾圧・排除して、第二次世界大戦へ突き進んでいくということになる。

子ども・父母に信頼される教師たちが参加

前にも触れたようにこの「二・四事件」に対して当局や当時の新聞などは国民の関心を引き付け、その恐怖心・敵愾心を煽るために「教員赤化事件」としてセンセーショナルな取り扱いをした。前記「二・四事件 70 周年記念の集い」で小平千文氏が報告したところによれば、地元の新聞で「弾圧発生時から盛んに使われた」のは『信濃毎日新聞』は、『赤色教員（2・10）・教員赤化・赤色教員検挙事件（2・10）・赤化教員事件（2・13）・教員赤化事件（2・16）・赤化事件（2・26）』と、『北信毎日新聞』は『教員共産党大検挙』（2・10）『赤色教員事件』（2・15）』と、『上田毎日新聞』は『赤色教員問題』（2・15）』という具合であり、「いずれも教員の『赤』に焦点があてられて」いる。ところが「26日を境にして内務省の指示によるもの」と思われるが、「『赤化、赤色』教員報道から『某事件』、『某不祥事件』、『某重大事件』、『 事件』というように表記替えされ」、さらに「記事解禁」された時には「赤＝共産党、その影響下にある教育に重点」をおき、「そのような教育がいかに問題であるか執拗に主張」しているということである⁽²³⁾。

弾圧開始から7か月ほど後の「記事解禁」となった日（1993年9月15日）、『信濃毎日新聞』は「号外」を発行してこの「事件」を大々的に報じたが（全国紙も同様）、確かにその見出しには、「戦慄！教育赤化の全貌」のトップ見出しをはじめ、「教育界未曾有の大不祥事」「教科書を巧みに逆用し教壇の神聖を汚辱す」などといった文字が散乱している。しかしそのような紙面の中でさえ、例えばそこに掲載されている肉親や友人、下宿先の人たちの談話を読んでみると、検挙された教員たちが実は全く反対に好感の持たれる人物であったこと、子ども・父母たちからも良い教師として信頼されていたことなどを伺い知ることができる⁽²⁴⁾。そしてこれらのことはほぼ全国に共通することであった。教育のこと、子どものことを真剣に考え、その子どもや父母たちの信頼の厚い優れた教師たちがこの運動に参加してきた、そうであるだけになおさら当局は驚愕し畏怖したのだといってよい。記事解禁の際に出された長野県警察の発表文⁽²⁵⁾には、「取調ノ進行ニ連レテ小学校教員ノ活動ハ極メテ深刻ナルコトガ判明シ、之レヲ此ノ事実ノ儘報道スルトキハ治安並ニ教育上ニ及ボス影響ノ大ナルコトヲ虞レ、中途新聞記事ノ掲載ヲ禁止」するなどの措置をとったこと、などが述べられているが、ここからも「教労」「新教」の組織や影響力の大きさに大変な危機感を持った当局の様子が読み取れる。

こういった優れた良心的な教師たちを教壇から排除しなければならなかったことは何といても「戦前」の教育界の大きな矛盾であったといわなければならない。もっともこういった力は今日でも完全に払拭できているかといえば大いに疑問の残るところであって、そういった教師たちに対して陰に陽に執拗な攻撃がなされていることに痛憤を感じている人たちも少なくないのである。

このように見てみると「二・四事件」は確かに教員事件という性格をもっているが、しかしそれにとどまるわけではない。そこで、念のため改めてその社会的位置と意味を確認しておきたいと思う。

一つの地域での総合的な弾圧事件

まず第一は、「革新的意識」、あるいは中央に対して独自の主張というか雰囲気といったようなものを持っている長野県の政治運動、労働・農民運動、青年運動、文化運動、教育運動など社会運動全般に対する総合的なしかも決定的な重さを持つ弾圧事件であったということである。前記警察の発表文には、「司法省、控訴院、検事局並ニ内務省」の「督励支援」を受け「左翼活動ノ機能ヲ根底カラ覆滅再挙ノ禍根ナキヲ期シタノdeal」とか「検挙方針ニ於テ左翼運動ノ徹底的掃蕩ヲ期スルコトトシテ、アラユル組織ニ亘リ非常ニ輕易ナモノデモ残ラズ一応取調ヲ為シ将来ヲ訓戒シテ釈放シタルコトモ特色トサレル」とあるように、その弾圧は実に徹底したものであった。これによって長野県では社会運動というものを組織的に展開することが極めて困難になった、息の根を止められたというに近い状態に追い込まれたといってもよい。このようにこの「事件」は確かに長野県での出来事なのであるが、民主運動、民主団体に対する総合的な弾圧という点に焦点を合わせてみると、それは「三・一五」「四・一六」⁽²⁶⁾といった全国的な弾圧事件の締め括りの位置を持っているというふうに理解することができる。それ以後の弾圧は、例えば「全協」に対する弾圧とか、農民組合に対する弾圧というように個別的、個別領域的になされるわけで、人民の諸運動に対する総合的な攻撃を、長野という一つの地域で実行し、それらを根絶やしにすることによって、事実上他の府県でもその狙いを貫徹するというやりかたがとられた、と、このように大きな枠組みで見ることが必要である。したがって長野のことでありながら長野だけのことではない、ということになるわけである。

県下の民主的教育運動の壊滅

二つめのことは、これまで一般にいわれてきたことであり、前にも触れたことであるが、長野県の民主的教育運動への決定的な意味を持つ弾圧で、以後長野県教育は信濃教育会のイニシアチブの下、一路「戦争協力」「聖戦遂行教育」の道をひた走るといふ、そのもっとも大きなターニングポイントになったということである。それまで、「白樺派」の教育など「大正」期以来の「自由主義教育」は、うち続く世界恐慌・農業恐慌などの時代の中で客観的にはその歴史的役割を終え、「新興教育」の運動に席を譲ってはいたものの、一般の教育界ではなお影響力を保持していた。しかしこの「事件」を契期とする信濃教育会自体の「変質」とともに、その伝統は断ち切られてしまうことになる。新興教育運動の方も、弾圧後の支部再建ができなかったばかりでなく、個人的にもそれらしい活動を展開することは不可能な状態に陥ってしまった。もはや長野県では少なくとも組織的な教育運動を行う条件は破壊されたといわざるを得ず、事実その後「戦後」に至るまで組織的な教育運動を目にすることはできなかった。1950年代の中頃になって、日中戦争期の生活綴方教師であった「田中ふさ子」の実践が上伊那で発掘されるようになり、その持つ意味の大きさが明らかになってきているが、その場合でもその活動は組織的な展開といえるものではなく基本的には個人のレベルでの良心的な実践であったという方が適切である⁽²⁷⁾。

全国的な教育運動への影響と文化・思想運動弾圧の先駆け

次に三番めのことであるが、「二・四事件」はその後の全国のエ育運動・教育活動の展開にとっても極めて大きなマイナスの力として活用されたという問題である。この事件の後各地の新興教育運動に対する弾圧が一層頻繁に行われるようになり、1933年3月には岩手、福島、香川、4月に群馬、6月には茨城、8月に福岡、11月青森、12月兵庫、熊本、沖縄の各支部が弾圧の嵐にさらされることになる。そして、「教員赤化事件」あるいは「赤化教員事件」という言い方がこの種の「事件」を呼ぶ時の一般的な名称になったといっても言い過ぎではない。各地の教育行政当局や警察などが管轄地下の教員たちを監視し、その取り締まりや弾圧を強化しなければならぬと考えるうえで、この「事件」は大きな作用を果たしたのであった。そして教員に対するあからさまな「弾圧体制の日常化」とでもいってよいような状況が作られていったわけである。この組織が中央・地方で根こそぎにされた後、人民とその子どもたちの解放のための総合的教育運動と教師（教育労働者）の解放のための運動を展開することは事実上不可能な状態になってしまった。この運動と並行して、あるいはこの運動の後になって、生活綴方教育運動や「生活学校」の教育運動、あるいは教育科学研究会の教育科学研究運動や、保育問題研究会などの保育（研究）運動、技術教育協会が中心となった技術教育運動、教育紙芝居運動その他の児童文化運動、などが行われるのであるが、それらの教育運動や教育実践活動も平穩の内になされ得るのではなく、抑圧や弾圧の下でその活動を息長く継続することなどできようもなかった。こういった状況であったので、良心的な教師たちの間にはかなり「自主規制」や「あきらめ」の意識が働いてしまい、中には開き直ったり、現状に追隨することを是認するようになってしまうような場合も少なくなかったといわなければならない。このようにして、「二・四事件」は政府や文部省、あるいは検察・警察当局が狙った通りの役割を果たす「道具」とされたわけである。

最後に四つめのことについてごく簡単に触れておく。それは、一般にはあまり気付かれないことかもしれないが、この「事件」は全国の文化・思想面における弾圧の先駆けとなっている、少なくともその一つとしての位置を持っているということである。それまでの弾圧事件はどちらかという政治運動、労農運動、青年運動等に比重がかかっているが、以後はさまざまな文化運動、思想運動といった側面に矛先が向けられ、組織的な弾圧の体制が敷かれていく。ここには先に述べたような長野県における農民や青年たちの文化的な意識の高さ、あるいは教師たちの中の文化的要求の高さに対する権力の脅威感が反映している。

以上、4点ほどにしぼって記したように、「二・四事件」は一つの県において、つまり長野県の人々にとって極めて大きな意味を持つ「大事件」であったというばかりでなく、日本全体にとっての大問題でもあったといえることができる。また、教育の世界の出来事であったというだけではなく、政治・経済・文化など総合的な意味合いを持つ事柄であったということもできよう。その全経過を見てみると、「治安維持法」という悪法を制定し、それを巧みに活用した、とてつもなく大きな「権力の魔の手」を感じざるを得ないのである。

新たな「戦前体制」の招来に抗するために

現在、日本では「自衛隊」の海外派兵が本格的に実行に移され、「憲法」「教育基本法」改訂(改悪)の議論が野党まで巻きこんで具体的な日程にのぼりつつある。いわゆる「国旗・国歌法」の制定(1999年8月公布・施行)を論拠として「日の丸・君が代」を強制する動きも東京都教育委員会をはじめ顕著になっている。その「都教委」は、かつての「戦争」を合理化し「侵略」を美化した「新しい教科書をつくる会」の教科書を2005年に開校する中高一貫校で使用することを決定した。中国や韓国など国内外から批判の出ている首相や閣僚の靖国神社参拝もいっこうに中止されそうもない。これらは現に進行していることがらの一端であるが、その全体を通して、政府や政権与党は「戦前・戦中」を一つのモデルケースとしながら、今日の状況と大きな齟齬をきたさないような形でうまく作りあげた「新しい戦前・戦中体制」とでも呼んでよいようなものを招来させようとしているように思われて仕方がない。そこで画策されていることはいずれも平和と民主主義、自由と自治を希求する人々の願いと敵対し、それを押しつぶそうという目論みであることは明らかである。それだけに私たちは、もっとよく「戦前・戦中」を知り、その歴史的経験に学びながら困難な事態を克服する努力がどうしても必要となっている。前述したような社会的意味を持つ「二・四事件」にこだわり、そこから多くのことを学びとらなければならないと考えるのも、そういった今日の状況に迫られてのことでもあるといつてよいだろうと思う。

5. 「新興教育」の提起したものから学ぶこと

次に、「新興教育」の運動が追求し、そこから私たちが学ぶこと、参考にしてもよいことなどについて、述べておくことにする。もっともこの運動は実に多面的総合的な教育運動であったし、歴史的意義についても例えば「戦後の民主的教育運動の直接の源流」⁽²⁸⁾(塩田庄兵衛)という評価がなされているほどのものであるから、今ここでその全体に言及することなどとてもできない。そこで思い切って今日の教育問題の基本に関わるような2, 3の事柄に絞って書き記すことにしたい(この運動の全体については拙著『新興教育運動の研究』ミネルヴァ書房, 1981年12月, などを参照のこと)。

子ども観・児童観の質的転換

その一つは、「子ども」というのは一体何者で、社会的にどういう存在であるのか、つまり子ども観とか児童観というものに関してそれまでの教育の世界でいわれてきたことと根本的に異なる認識にたどりついた、質的転換を遂げたということについてである。それは、現在そのままの言葉を使うのはふさわしくないし、考え方としても今の時代に適するように改められなければならないが、当時の言葉でいうと「プロレタリア児童」とか「無産児童」などという言い方で端的に表現されたものである。

ごく単純化していうと、日本の子どもたちが初めて「大人とは異なった価値」を持つ存在とし

て人々の間で認識されるようになるのは、「大正」期の「自由主義教育」の中においてであった。大人とは違った価値を持つもの、それが子どもというものだからその子どもたちを大切にしよう、個性とか自発性を尊重しようというわけで、いわゆる「児童中心主義」などという言葉も生まれたのであった。この見方はいうまでもなく欧米の「新教育」の思想と運動に影響されているものである。但し、日本の場合、ヨーロッパやアメリカの「自由主義教育」「新教育」と異なるところは、その中にあった「子どもの権利」という重要な考え方が存在しなかったということである。そういう発想は残念ながらついに成立しなかった。

ところで、「子ども」というのは、一般に「大人」あるいは「親」から区別された存在ではあるが、それだけの見方では不十分なのである。実際に彼らもまた現実の資本主義社会の中で生活しているのであって、したがってその階級的重圧や再編された封建的「家」制度の重さなど社会的矛盾を背負って生きているわけである。そこでは、子どもたちは「利潤追求のための現在と未来にわたっての安価な労働力」ならびに「兵力」としてのみ考えられ、家長の下にがんじがらめに縛りつけられてその人格は無視され続けられたのであった。この運動の担い手たちは、時代や社会をこえて抽象化された「子ども」把握ではなく、このような現実の中に在る子どもたちの姿を直截に捉え、そこから「彼らをして生存の権利を主張せしめよ！」⁽²⁹⁾（本庄陸男）と提起した。そしてこの「生存権」の保障を土台にして、それとも関連させて子どもの教育の必要性を強調し、そこから子どもの「学習権」と教師の「教育の自由」の実現とを自らの課題として引き受けていったのである。

「教労」は、註記(1)で示したように、その「運動方針」「綱領」「スローガン」を論文の形で発表しているが（渡辺良雄「日本に於ける教育労働者組合に就いての一考察」、『新興教育』1930年6月号）、ここでは「反動教育下のプロレタリア・貧農児童の物質的、精神的生活を守り、日常学校生活の改善を計る……」ことを教育労働者組合結成の「目的」の一つに掲げ、さらに子どもの生存権と教育権（学習権）を実現するための具体的な要求として次のこと（「児童の領域について」）を提示している。

六一、授業料の廃止。六二、児童に対する強制寄附反対。六三、国庫による無産児童の兩具、履物等の通学用具、学用品及び昼食支給。六四、国庫による遠足、修学旅行費等の全額支給。六五、虚弱児童、發育不全児童の保護、並に特別学級、特別学校の設置。六六、国庫による無産児童の完全なる医療及び保健施設。六七、学習、体育及び娯楽の施設完備。六八、義務教育の延長。六九、児童に対する体罰及び一切の懲罰反対。七〇、児童のストライキ権獲得、出欠席の自由。七一、級長制の撤廃、自主的児童委員会の確立。七二、児童委員会による一切の要求の自由。七三、個人主義的競走心煽動のための児童の成績表示、席次決定反対。七四、プロレタリア並に貧農父兄会の設置、及びそれによる学校行政並に経営の監視。七五、学齡前無産児童の保護。七六、労働少年団の組織

ここに示された諸要求は、その言葉使いにおいて部分的に歴史的な制約があるものの、現在の目から見てもみずみずしく感じられる点が少なくない。

他方、「新教」は、創立当初から学齡前児童教育研究会や学齡児童研究会などを設置し、翌 1931 年 6 月には詳細な「研究プラン」と「研究コース」を『新興教育』誌上に発表して研究活動の充実を図っている。その重要な研究課題の一つが「プロレタリア児童の状態と組織」であった。また『新興教育』誌には創刊号以来ほとんど毎号にわたって「ニュース」欄、「学校から」欄、「赤いチョーク」欄などに悲惨な状況に置かれている児童の様子が報告されている。そして、「国際ニュース」欄では主として「エドキンテルン」の機関誌『教育労働者』からの翻訳で、諸外国の教育状況や児童の状態が掲載されている。これらを通じて児童の非教育的な状況や彼らに対する非人間的な扱いが日本ばかりでなく世界の資本主義国に共通する現象であることを広く認識することを企図したのであった。

新興教育運動を担った教師たちにはこういった児童の状況認識が共通して認められる。そして「ウソだけは教えたくない、子どもたちを不幸にするような教育はしたくないという立場」⁽³⁰⁾で教育活動に従事し、「子どもがかわいい。その子どもたちにウソを教えることはできない。つきつめてそこへ突き当たって、必然的に組織にむすびつく必要を感じた」⁽³¹⁾のであった。このように「新興教育」の教師たちは、相次ぐ経済恐慌など資本主義社会の諸矛盾の下で呻吟している子どもたちの姿を捉え、その子どもたちを解放するためには社会の仕組みというようなもの、あるいはその社会における人と人との関係、支配・被支配の関係というものまで視野に入れ、そのところを打破しないと根本的な解決はあり得ないという認識を持って運動に参加していった。あるいは運動の中でそういう認識の仕方を身に付けていったわけである。

今日私たちは「子どもをつかむ」ことの必要性をたびたび口にする。教育活動を進めていくうえでどうしてもそのことが不可欠だからである。しかしながら今は子どもの姿がなかなか見えにくくなっている。「新興教育」の時代には「貧乏」が其処此処に存在していた。子どもたちの生活現実や悩みを、それを理解しようとした者たちには比較的容易におさえることができた。今は「貧乏」とか「貧困」という問題も非常に見えにくくなっているし、子どもたちの苦しみや悩みも突然強烈な形で外部に現れる一方、《登校拒否（不登校）》《ひきこもり》に典型的に示されているようにその多くは心の底にへばりついてしまっているというような状況である。そういうわけで「子どもをつかむ」「把握する」ことが非常に難しくなっており、ややもすると子どもというものを「勉強ができるか、できないか」とか「部活ができるか、できないか」などというようなレベルで表面的に捉えて満足してしまったりしがちである。時にはもう面倒くさいから子どもを捉えるなどということは止めてしまうという心境に陥ってしまっている教師たちも少ないとはいえない。しかしいうまでもなくそのようなことでは決して国民の教育・教師に対する信頼を取り戻すことができないのである。

一方、私たちは今、1989 年に「国連」で採択された「子どもの権利条約」をわが手の内にしている。周知のようにそこでは、子どもが持つ独自の権利ばかりでなく、参政権など一部を除いて大人の保有している権利のほとんど総てを子どもたちにも保障するという画期的な提起がなされている。日本の国民や教師たちが、その提起を受け止めて日々の教育活動・教育実践をつつが

なく遂行していくためには、世界中の子どもたちと日本の子どもたち、そして私たちの目の前にいる子どもたちとを重ね合わせて、全体として齟齬なく把握できる力量を身に付ける努力をすることがどうしても必要になっている。

前述したように「新興教育」の教師たちが探り当てた子ども観・児童観をそのまま生の形で今日の私たちが引き継ぐことは必ずしも適切であるとはいえない。しかしながら苛酷な弾圧体制の下にありながらも、眼前の子どもたちに対するヒューマニズムの精神と科学的真実に対する旺盛な探求心に裏付けられ、国際的な教育労働者との連帯の下に展開された先人たちの必死の努力の中からいろいろと学ぶことは必要だと思う。少なくともそこに込められた彼らの情熱・姿勢を引き継いでいくこと、そしてそれをテコにしながら、直面している困難にたじろがずそれに立ち向かう意欲を私たちの内に絶えず生み出していくことは大切なことである、と思うのである。

能力観の転換と教育内容の自主的系統的編成

次に、この教育運動の中に見られる能力および能力観の問題について述べておくことにしたい。

今日、教師たちは勿論のこと親たちもまた学校で子どもたちが身に付けるべき能力について大きな関心を持っている。その中身は、具体的には学力をどうつけるか、どうついたか、というあたりのことが中心的なものとなっているといつてよい。

当時は「能力」とか「学力」とかという言い方ではなく、「知能」という言い方でもって議論されることが多かったのであるが、一般的には生活に困窮している者、生活水準の低い者は「低劣」であって、しかもそれは「素質」（先天的要因）に基づくというのが支配的な考え方であった。その生活困窮者、低水準者の大半は労働者や農民であり、その子どもたちであるから、彼らは素質が悪い、したがってその知能が低いのは当然だ、とこういうことになるわけである。ところがこの運動の中では、労働者・農民の子どもたちの知能が一般的に「低劣」であるとしてもその原因は後天的なもの、主として環境の問題（後天的要因）だと把握した。この点が能力論・学力論を考えるうえで重要な点の一つである。それから、この知能というものは「知能検査」や「試験」で測られたが、その際に大変なことを見出だしたのであった。それは、知能を測るといった時、実は測る内容や測り方（評価方法）が労働者や農民、貧乏人の子どもたちに不利になるようにしか作られていない、だから例えば彼らとその日常生活などで必要なものを知識として考え、それを測るとすれば間違いなくよい結果が出てくる、とこういうわけである。つまりそれらの中を貫いている「階級性」に気が付いたのである。そして、そこから、労働者・農民の子どもたちに必要な知識・能力は、その社会の支配的な階級（ブルジョアジー）の者たちの手ではなく自分たちの中から作り出さなければ駄目だ、とこういうことを発見し、「プロレタリア児童のうち智力、行為力、想像力等を奪ってゐるものは何であるかを認識」し、「プロレタリアートの教養はプロレタリアート自身によって獲得建設さるべき」ことの必要性を主張したのであった⁽³²⁾。そのプロレタリア自身によって教育されなければならない教育内容とその系統化されたものが「無産者教授教程」などと総称されるものであった。

プロレタリアートの立場から知能の質を問題にする時最初にやらなければならなかったことは、当時の公教育の中で教えられている教育内容の吟味であり、それはとりもなおさず“金科玉条”とされていた国定教科書の内容の検討であった。新興教育運動ではそれを手始めに、国定教科書批判 個々の教材研究・教材作成 教授方針・教授教程の作成、のすじみちで組織的な追求がなされている。そのもっとも典型的なものの一つが長野で作成された「修身科・無産者児童教程」⁽³³⁾である。ほかにも国史、綴方、国語などのものを作ることが企図されたが、修身科の草案ができあがったところで「二・四」の弾圧に遭い、結局完成させることができなかった。その「児童教程」は、はじめに「修身科教科書について」および「教科書尊崇の態度・観念の破壊」と題して基本的な方針が簡潔に述べられ、以後、尋常科一年から高等科二年までの修身科国定教科書の各科各教材にわたって批判が書かれている、そしてこれはこうゆうようにすべきだということが記載されている。だから、もしあと数年でも弾圧されないでいたら、この「教程」が実際の教育活動上の指針にもなったであろうし、またその成果が反映されてより質的に確かなものに練りあげられていったに違いない。残念ながら教育実践のうえに生きて働かすことはできなかったであった。

この長野の場合とは異なって青森支部の教授方針は「新興教育同盟準備会青森支部昭和八年度闘争方針書」⁽³⁴⁾として決定され、修身科以下裁縫科の全教科にわたって基本的な方針が提示されてほぼ完成した形をとっている。そして組織的な実践の指針となり、実際の授業で活用することがなされたのであった。但し、やはりこども間もなく弾圧（1933年11月）されてしまうので、その後十分な発展をさせることはできなかった。青森支部のこの教授方針は「新教同準」中央の書記局を通じて全国の組織に配布され、『新興教育』誌上でも紹介された。1933年6月号に掲載された「教育部」署名の「支部『各科の授業方針』に就て一二、三の沿ひ書一」がそれである。そこではこの問題を組織的に研究することの重要性が指摘され、本部教育部、東京支部教育部で研究が開始されることが明らかにされた。しかしながら34年のはじめに組織に対する最後の弾圧が加わり、中央としてまとまった「教授方針」の作成を具体的日程にのぼらせることはできなかった。

ところで、ここに見られたような教育内容を学問・科学（とりわけ社会科学）の到達した成果と結合させて考察し編成するということは、実は、日本の歴史、教育の歴史のうえで画期的な意味を持っていたことなのである。「明治」十年代の末、日本に内閣制度が発足し、初代文部大臣に森有礼が就任して以来、わが国の教育では学問・科学と教育は別のもの、分離するという方策が取られ続けられた。学問として、あるいは科学的研究活動としてはかなりのことを許容したとしても、その成果を教育の中に直接持ち込むことは許さないという事態がずっと続いてきたわけである。学校も、教師たちもよほどのことがない限りそれに異論を差しはさむような状況ではなかった。新興教育運動の担い手たちが、前記のような側面から追求したことは、まさにこの学問・科学と教育の分離という近代日本の国民の知識・知性の形成方式に対する真っ正面からの挑戦でもあったということになる。そういう意味で、客観的には大変大きな試みであったというべき事

柄なのである。今では一般に誰もが、学校の教育は学問・科学の研究成果と切り結んで行われている、あるいは行われなければならないと考えているが、そのような自明のこのように思われることさえ、歴史をたどってしてみると決して簡単なことではなかったのだということが分かる。「修身科・無産者児童教程」を含めて一般に「無産者教授教程」などと呼ばれるものを作成し、それに基づいて教育活動を展開しようということは、このような大きな歴史的意味を持っていたわけである。

今日、日本の教育は、文部科学省の示す「学習指導要領」とその基づく「教科書検定」や、教育委員会による「教科書採択」など教育行政当局による教育内容支配が極度に大きくなっている。「戦後」の一時期、「日教組」によって教材や教育課程の「自主編成」が叫ばれ、運動化されたことがあるが、今は全くその面影すら見られない。教師たちの多くは「与えられた」教科書をそのままオオム返しに教えているかの如くである。勿論今日においても大半の教師たちは「子どもたちにウソを教えることはできない」と考えている。そうだとすれば「教科書の蓄音機」になることなどできようはずはない。また、たとえ教科書がどのように正しく科学的に作られていたとしても、教科書を採択する権限は一人ひとりの教師や学校の手から引き離されてしまっている。そのことを念頭に入れてみると、教科書と正面から向き合い、その大元である「学習指導要領」についても本腰を入れて検討することがますます必要不可欠となっている。「新興教育」の教師たちが提起した課題は、今でもなお日本の教師たちが力をいれて追求しなければならないものとなっている。

児童自治会活動と子どもの自治能力

この子どもたちの能力の問題に関して、もう少しだけ、簡潔に触れておきたいことがある。それは子どもの自治能力についてのことである。

新興教育運動の担い手たちは、教室での授業ばかりでなく、自主的な児童自治会（いわゆる「御用自治会」ではなく）の組織化とその積極的な活動を重視した。またその発展形態として、あるいは自治会強化の内実を決定するものとして、ピオニールの組織化をはかることも重要なものと考えていた。

先に「教労」結成時の「綱領」「行動綱領」「スローガン」の内「児童の領域について」の実現要求項目を記しておいたが、改めてそれを見てみると次の三つに大きく括ることができる。その第一は勉学・生活の整備・改善に関わるもので、六一、六二、六三など大多数の項目がそれにあたる。第二は児童の組織化に関わる七一、七二、七五などで、そこでは「自主的児童委員会の確立」、それによる「一切の要求の自由」、「労農少年団の組織」などが掲げられていた。第三は六八、七五など、その他の要求である。これらの内、特に力が注がれたのは第二の場面であった。すなわち教師は児童に働きかけてその組織化を目指し、その組織された児童の自主的な活動によって第一の諸要求が達成されるように援助する、ということである。またこの児童の組織化は要求を実現するうえで効果があるとされたばかりでなく、その活動を通して児童の学習意欲の向上が

はかられ、学習上の相互援助や学級全体の成績の向上なども促進されると考えられたのであった。

他方、「新教」の側でもこのことは重視されていた。『新興教育』1931年12月号には「新教」組織部の浦辺史が「川田吉太郎」の署名で「学校自治会の自主化！」と題するかなり長文の論稿を書き、「学校自治会はどんな役割をもつか」「学校自治会はどうしてつくるか」「学校自治会はどんな組織にするか又どんな仕事をするか」などについて明らかにした。また前年（1930年）の10月号には「新教」ピオニール研究会責任者の北村孫盛（田部久）が「横山芳夫」のペンネームで書いた「ピオニール組織についての一提案」が掲載されている。そこでは、「学校単位のピオニールこそ真実によく動けるピオニールである」として、教育労働者によるピオニールは村落や工場を基礎にしてでなく「学校を単位として」作られねばならないことをその方針として掲げている。

長野の「新教教育」の教師たちも児童自治会の取り組みに熱心であった。例えば1931年藤原晃氏は前記「教労」の方針や「横山提案」を受ける形で諏訪郡永明小学校高等科一年生の受持ちクラスで児童自治会の組織化を始める（この時長野支部はまだ結成されていなかった）。子どもたちは担任の指導のもとに「我らの誓い」を決め、五つの部（文芸部、運動部、政治部、社会部、衛生部）に分かれて熱心に活動したのであった⁽³⁵⁾。その「我らの誓い」とは、判沢弘氏の調査（前掲『新教の友』第5号掲載の「長野の新興教育運動の調査」）によれば「少年少女たちが社会にでて、自分たちの手で生活をきずくようになったら『この世のなかを、ブルジョアのいない、そして貧乏人をなくする、住みよい社会にしよう。国と国とが戦って人が人を殺しあう戦争に反対である。ぼくたちの団結を守れ。この誓いはみんなの心の誓いである。このひみつをまもれ』といったようなもの」であった（なおこの判沢調査では「我らの誓い」ではなく「心の誓い」となっている）。この実践をした藤原氏は翌年の長野支部結成後最初の地区代表者会議（1932年3月）で「児童自治会ノ組織」の必要性を提案し、満場一致で承認された。他県の場合には当局の監視体制の下で個人的な取り組みしかなし得なかったのに比べ、長野では支部の方針としてその重要性が確認され実践に移されている。その結果、県下各地に数多くの自治会組織が生まれたのであった。その活動を通して何を狙うのかということについては、各人にほぼ共通する認識があったといってよい。労働者や農民の子どもたちには自らの生活をしていくために必要な知識や技能というものがある、教師は教授活動を通じてそれをしっかり教える、子どもたちはそれを通じて獲得された知識・技能を自治会という組織を通して実践に移し行動し体験することによってより確固としたものにする、というのがその一つである。もう一つは、子どもたちは子どもたち自身の要求を自分たちの力で実現していく、その解決のために教師は助力者として働く、ということである。そしてそのようなことを通して身に付けられた力（能力）を、学校の中ばかりでなく、卒業後社会に出ているいるところで活用することを期待したのであった。つまり将来の労働者・農民としての活動、あるいはそれらの運動のための基礎的訓練ともなると考えていた。そのような展望の中で、この活動は展開されていったわけである。但し長野の場合ピオニールの組織化ということろまでは進んでいかなかった。一部にそのような方向へ向かう機運があったが、その実

現に至る前に弾圧が加わったのであった。

今全国のどこでも、教師たちは学校で子どもたちの児童会・生徒会などの指導に取り組んでいる。その活動も含めて一般には「生活指導」とか「教科外活動」とか呼ばれるものであるが、ある面ではその活動はどうも一面的になりすぎてはいないか、あるいは「矮小化」されてはいないか、という思いを禁ずることができない。教育活動は、本来なら「子どもたちの現在を充実させながら未来を準備するもの」でなければならないし、現実にそれが難しいとしても「現在に悪戦苦闘しながらも未来を準備する」という線を譲ることはできないのである。「二・四事件」の教師たち、広くは新興教育運動を繰り広げた教師たちの提起は、今の時代に即してみるとやや荒っぽさがあるけれど、このような角度からも改めて見なおしてみる価値があるのではないかとと思われるのである。

ところで、これまで述べてきた子ども観・児童観にしても、あるいはまた能力・学力の問題にしても、そこで主張されたことを実際の教育活動として公然と本格的に展開する余地が当時の公教育の中には全く残されていなかった。そこで一方では、公教育の外に出て、労農運動や部落解放運動の中で展開されていたピオニール（無産少年団、労農少年団）の指導というような形での関わりがなされるようになる。中には、例えば「教労」神奈川支部脇田英彦の「馬入ピオニール」や黒滝雷助の「松の花ピオニール」、「新教」京都支局人見亨による「養正少年団」など教師自身によって組織化されたものもあった。また、新興教育運動の教師たちは、全国農民組合や全国水平社の下で組織されたピオニールに対する「技術的援助」のほかに、『ピオニール・トクホン』、『ピオニールの友』⁽³⁶⁾などの教育用テキストの作成なども行った。これらの活動はいずれも短期間で停止され、組織も解体されるけれど、公教育の下では貫徹できない分野の教育へ着目したものであり、その実践であった。そこでは、具体的な闘争とそれが持つ教育力、集団認識と行動化、などといった「無産児童」が身に付けなければならない能力とは何か、が具体的に検討され提起されている。

以上大雑把に、この教育運動が提起したことの幾つかを記してきた。それ以外にも注目すべき理論上・実践上の事柄がたくさんある。例えば、成人の「初歩的一般教育の充足」要求に対応して学習サークルを組織しその指導にあたることの必要性が「新教」の方針として打ち出され、それに基づく実践がなされたりもしている。それから国際的な教育労働者との連帯・協力をはかり、「エドキンテルン」に加盟して、国際的な活動に参加することもなされている。このようなことも含めてもっともっと多面的な取り組みがなされているので、今日教育の問題で頭を痛めている人たちに、それぞれの視点から一度足を踏み入れてみてほしいと思う。きっと思わぬ収穫を手にすることができると思われるのである。

今日の「内省的評価」と関わって

最後に補足的なことを若干付け加えて終わりにすることにしたい。それは、「二・四事件」の運動について当事者の間でも、その一部に、次のような「反省」ないし「評価」があるとされて

いることについてである。一つは、あの運動が社会的改革・変革の運動に余りに強く結びつき、教育労働者の組合活動の方向にいき過ぎてしまったために、教育実践・教育研究の面で十分な展開をなし得なかったという見解である。もう一つは先のものとも関係するが、「若気のいたり」でとことんやり過ぎてしまい、その結果大弾圧を受け、そのことがその後の長野県教育の民主的発展の芽をつぶすことになってしまった、という見方である。これは両方とも自己の運動に対する真摯な「反省」という点からなされているのであるが、聞く者たちがそのことについて考える場合には、まず前提として次のことをおさえておかなければならない。その一つはこれらの運動は、天皇制ファシズム体制という今日の状況とは全く違う、最悪とでもいってよいような条件の下で繰り広げたものであったということである。二つめは、実践活動がある程度展開する余地さえ与えられず、短期間の内に狂暴な弾圧にさらされてしまっているという事実である。運動の中で提起されていることをもう少し長期にわたって「自由」に実践することができたとしたら、と思う事柄がいっぱいあるわけである。しかも「治安維持法」下の弾圧というのは、基本的に弾圧の規模・程度に至るまで全く弾圧する側の恣意的判断に委ねられていて、運動の側にはまるっきり「裁量権」がなかったのである。どれくらいのことをやればどの程度の弾圧があるかなどということ運動側が一定の確実性を持って予測するなどということさえ全くできなかった。三つめは、教育の問題、子どもの問題は教室の中、学校の中だけで解決することが可能だったのか、今でも可能なのか、という問題である。子どもたちに本当の教育をしようと思ったら、あるいは彼らの願いや要求に応じてやりたいとか、こういう能力をしっかりと身に付けさせてあげたいなどと思ったら、教室の中、学校の中だけではすまない、そこを踏み出さなければできないことがたくさんある。また組織の力も含めて、外での力量の形成をどれ程自己のものになし得るかが、実は内での可能性の幅を左右することにもなるわけである。当時ほどではないとしても、今でもそういうことはいえるのである。

そんなような点から考えると、あの時代に、優れた良心的な教師たちがああいう形で、社会の改革・変革というような事柄とも結びつけて運動や実践を展開したことはむしろ積極的に評価されて然るべきであると私は考える。そこに力点を置いて見るべきだと思う。運動の側の弱点や未熟さに目を奪われるのではなく、その可能性を押しつぶした力、その巨大さをつぶさに見据え、その中で、運動に参加していった教師たちの思いや立場を理解し、到達点を解明することが大切なのだということである。

おわりに ―― 必要な歴史意識の磨ぎすまし

反ファシズムの意思表示 ―「二度と繰り返すな」

この拙論の「はじめに」のところで、私は、長野で開催された「二・四事件 60 周年県民の集い」で講演をしたことを述べておいた。その折、準備作業をしながら大きな関心を持って見ていたことがある。それは、この「60 周年」と機を一にする「ナチス政権誕生 60 周年」を当のドイ

ツではどのように迎えるのか、当時のネオ・ナチの動向ともからめて、注目していたのであった。その頃の各種の新聞などが伝えるところを細かく注意して見てみると、この日、1993年1月30日、ドイツでは各地でファシズムに反対し、前年から全国的な広がりを見せているネオ・ナチの蛮行に抗議する市民の運動が、大々的に繰り上げられたことが分かる。首都ベルリンでは、ブランデンブルク門のある大通りで10万人の市民による「ろうそくデモ」と集会が開かれ、また市内全域で数分間町中の明かりを消して意思表示をするという行動がとられたのであった。ブランデンブルク門前の路上にはろうそくを並べて「二度と繰り返すな」の大文字が明るく描きだされ、人々の強い決意が示されたとのことである。その他数万人規模、数千人規模のろうそくデモなど、全国十数の地域で大規模な催しがあり、全体で数十万人にのぼる市民の参加があった。こういった集会にはヴァイツゼッカー大統領(当時)をはじめ政府の閣僚なども参加している。もっともそのドイツでも相当心配しなければならない事態が発生しているが、それにしても市民的レベルでのファシズムに対する批判の姿勢や、ネオ・ナチに対する警戒心は相当程度定着しているといえることができる。先程のような行動を一斉にやるだけの力を実際に持っているのである。

このようなことも含めて、確かに「戦後」ドイツでは、ナチスによって引き起こされた第二次世界大戦とナチスの「過去」に対して積極的に向き合う姿勢が認められる。ニュルンベルク国際軍事法廷による処罰だけでなく、1979年にはナチス犯罪(殺人)に対する「時効」を廃止するなどして自力で戦争犯罪人の追及を行い、それは今日でも続けられている。他方、ユダヤ人、捕虜、政治犯、強制連行者などナチスによって犠牲を強いられた者たちへの補償(「戦後補償」)も国、州、企業などの手によって進められている。東欧の旧体制崩壊後は、それまでなかったそれらの国々の被害者まで補償されることとなった。また子どもたちの教育も、現代史を中心とした歴史教育などによって、「ナチス」についてしっかりとした認識を育てよう試みられている。ヴァイツゼッカー西独大統領(後に統一ドイツの初代大統領)の「過去に目を閉ざすものは結局現在にも盲目となります」「罪の有無、老幼いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去の責任を負わされているのであります」⁽³⁷⁾という、歴史の真実を直視し現在に生かそうという呼びかけ(演説)は国民の間に浸透していている。現在のイラク戦争にドイツが派兵していないのもこのような状況と関係がないとはいえない。

「苦闘の歴史」に学び現実に立ち向かう努力を

日本はこのドイツと同盟して世界的には同じようにファシズムの道をたどるのであるが、今日、国民の中にファシズムや戦争勢力に対する反発、批判、抵抗の意識がこの規模の質・量で蓄積されているかという残念ながら疑問だといわなければならない。1990年の湾岸戦争や、その後のPKO問題の際の自衛隊海外派兵、さらには戦闘が現に行われているイラク戦争への自衛隊派遣などの折に示された国民の意思や行動を見ると、決して捨てたものでないことが分かるけれど、

しかしそれらを判断するもう少し元の歴史認識、あるいは歴史に対する私たち国民の共同の責任意識という点について考えてみると、ドイツに比べ一歩も二歩も遅れているといわなければならないように思われて仕方がない。

そこどころが、先の長野における「60 周年」そして「70 周年」の「県民集会」の参加者の中にも反映しているように思われる。それらの集会に出席している人たちの多くは年配の人たちで、若い教師たちが非常に少なかった。そのことは彼らの内側にこういった問題への関心が生まれていないということを示している。学生たちの場合も同様で、「治安維持法」下の国民の苦労や教師の苦悩を語ったとしても、何かよその国の話のように受け止められてしまうのではないかという気が正直にいて私のどこかにもある。いささか手前味噌的あるが、日本福祉大学は福祉を中心に学ぶ大学であるだけでもっとも良心的な、良質の学生が来ていると思っているけれど、彼らの場合でも大差ないだろうと感じている。そんな点から考えると、日本ではどうも貴重な「戦争体験」がうまく後の世代に伝えられていない。ましてや人々の価値観や思想として日常生活の折々の指針として生きてくるようにはなっていないといわざるを得ない。それだけに、逆に、私たちの意識的な努力がもっとも必要だといことになる。

今日、日本の学校（教育）と教師たちは明らかに大きな問題を抱え、苦悩している。父母・地域住民の「不信」「不満」は相当なところにまできている。当の子どもたちの間にさえ、この傾向は強く見られるといわざるを得ない。他方「管理社会」と「管理主義的職場」状況が進む中で、多くの者たちは「無力感」にさいなまれている。そんな中で、無意識的に陥っている支配的状況に対する迎合やあきらめなどを払拭し、かつ意欲を奮い起こして現状に立ち向かうためにも、「二・四」事件の教師たち、広くは「新興教育」などの教師たちの苦闘の歴史に学ぶ意味が一層濃厚になってきているように思われる。

そして今大事なのは、関心を持った者たちだけが学んでそれでよしとするのではなく、学んだことをそれぞれの地域や学校に持ち帰り、仲間たちの共有財産としていくこと、そしてまた学生や青年たち、次代を担う若者たちの間に先輩たちの努力を伝え、彼らを励ましていくことだろうと思う。周りの教師たち、若者たちを取り巻く状況は、そんなことを容易に受け入れるような状態にはないけれど、粘り強く追求していくより仕方がない。前記したようにドイツでは「ナチス政権誕生 60 周年」の日にファシズムに反対して「二度と繰り返すな」の意思表示を大々的に行った。私たちも、歴史意識を磨ぎすまして、中国や韓国、東南アジアの諸国をはじめ世界中の人々と真に手を取り合うことができるようになりたいものだと思われるのである。

[2004 年 9 月 18 日 了、 アジア・太平洋戦争開始 73 周年の日]

[註]

- (1) 渡辺良雄「日本に於ける教育労働者組合運動に就いての一考察」、『新興教育』1930 年 11 月号。この論文は個人論文の形態をとっているが、[教労]の綱領、運動方針、スローガンを示すものである。そのままの形で発表すると弾圧が予想されたためこのような形で公表された。「教労」の中央委員長山口

近治が執筆した草案に加筆・検討が加えられ、それらを含めて山口が書き改めた。

- (2) 「新興教育研究所創立宣言」、『新興教育』1930年9月創刊号。
- (3) 第一次世界大戦後の1922年8月創立された「教育インターナショナル」が発展して1924年8月に結成された進歩的な教育労働者の国際組織。パリに本部を持つ。労働者階級の一翼を担いながら教育労働者の解放を目指した。また、資本主義下の学校の持つ階級性を批判し、教育労働者の闘争は「単なる経済的利益」や「職業的利益」のためだけでなく「学校における資本主義的イデオロギーの陥穽に対する闘い、主として排外主義的、帝国主義的戦争の礼賛に対する闘い、学校の宗教化に対する闘い」などを遂行することにあるとした（「規約」第六条）。英・仏・独3カ国語による機関誌『ティーチャーズ・インターナショナル』（邦訳では『教育労働者』）を月刊で発行。その誌上には日本の教育事情などもたびたび紹介されている。
- (4) 「二・四事件」で検挙された者たちは、1928（昭和3）年6月に緊急勅令によって「改正」された「治安維持法」第一条第一項および第二項に「違反」するものとされた。その第一条の条文は次のようであった。

第一条

国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

「治安維持法」は、大正デモクラシー運動の高揚の中で成立した普通選挙制（「衆議院選挙法」改正、25歳以上の男子に普通選挙権を付与）と抱き合わせて、1925（大正14）年4月に制定。28年の「改正」で最高刑が「死刑」となる。1941（昭和16）年全部「改正」。敗戦後の1945（昭和20）年10月、連合国軍の指令があつて勅令で廃止された。この法は社会主義、共産主義の運動はもとよりのこと思想までも取り締まりの対象とし、「政府の統計では治安維持法による送検者は7万5681人、起訴は5162人である。逮捕者をふくめれば数十万人にのぼる人びとが同法による弾圧で苦しめられた」（社会科学辞典編集委員会編『社会科学総合辞典』新日本出版社、1992年7月）。

- (5) ここに示された課題意識は「二・四事件」についてのものだが、新興教育運動の全体やさらには一般的に教育運動史の学習・研究をする時にもあてはめることができる。
- (6) この集会の記録が『「二・四事件」の今日的意義を考える - 「二・四事件」70周年記念の集い記録』（同記念集会実行委員会編集・発行、2003年7月）として刊行されているが、それを読むと集会の充実ぶりがよく分かる。
- (7) 大日方悦夫「刊行にあたって」、『いま語る「二・四事件」 - 「二・四事件」60周年県民のつどい記録 -』（編集大日方悦夫、発行「二・四事件」60周年を記念する会、1995年2月）。なお、大日方氏は同集会の実行委員会事務局長。
- (8) 「ケリー旋風」50周年記念集会実行委員会編集・発行『「ケリー旋風」と長野県教育 - 占領下長野県教職員組合への弾圧 - 』1999年6月。

「長師事件」の真相を明らかにする会編集・発行『教育の夜明けにかけた青春 - 長野師範学校の学園民主化運動と弾圧の記録 - 』2000年10月。

「ケリー旋風」とは、1946（昭和21）年12月に結成された長野県教員組合に対する大弾圧事件で、1949（昭和24）年3月に長野軍政部のウィリアム・A・ケリー教育官によって主導された。教員の権利や身分を守り、軍国主義的教育の払拭と民主主義的教育の創造を目指していた「長野県教組」はこの弾圧で大きな打撃を受け、以後、県教育委員会と信濃教育会に対して従軸的な関係に置かれるようになる。この関係を断ち切って自主的民主的な「県教組」（坂口光邦委員長）が誕生するのは1974（昭和49）年のことで、事件後20数年の歳月が経っている。

- 「長師事件」というのは、全国的にも先進的な取り組みをしていた長野師範学校の学園民主化運動に対して、1948（昭和 23）年 9 月から 11 月にかけて軍政部と学校当局によって強行された弾圧事件で、退学 17 名を含む 25 名の大量処分が行われた。以後長野県の学生運動は停滞を余儀なくされ、大学から巣立っていく若い教職員の意識にも相当大きな影響を与えたといわれる。
- (9) 1930（昭和 5）年 9 月に創刊された新興教育研究所の機関誌で自由社から発売。月刊の教育雑誌として一般書店などで市販もされた。創刊号は 4000 部印刷し、ほどなく売り切れてしまうという盛況ぶりであったが、打ち続く「発売禁止」処分などの弾圧と財政難のため 32 年 7・8 月合併号からプリント印刷となった。33 年 6 月号をもって終刊となり、この間活版印刷 17 冊、プリント版 4 冊（内 1 冊は未発掘）が刊行された。弾圧等によって現物が残されることが少なく、新教懇話会の手によって発掘された「複製版」が刊行されるまで「幻の雑誌」であった。
- (10) 当時氏は小学校教員で、「上伊那綴方の会」などでも活動していた。後に触れる『長野県教組三十年史』では編集委員長という重責を担われた。1987 年 11 月に『こけつまるびつ もう一つの信州教育』と題する著作集を出している。発行所・銀河書房。
- (11) この時の短い訪問記が民間教育資料研究会の機関誌に掲載されている。柿沼 肇「[資料発掘 1]『教労』長野支部責任者 藤原 晃氏訪問」、『民間教育史料研究』第 5 号、1967 年 10 月。
- (12) この「証言」に触発されて今村氏は「長野・修身科無産者児童教程について 長野県教労事件の下伊那地区に関する資料 (1) に即して」と題するかなり長文の論稿を『教育運動史研究』第 13 号に発表している。但しここでは「資料『修身科・無産者児童教程』全文」の部分が誌面の都合上省略されている。なお後掲の註⑬も参照のこと。
- (13) 長野県教職員組合編『長野県教組三十年史』は 1984 年 3 月、労働旬報社（現社名は旬報社）から刊行された。また長野県教職員組合五十年史編集委員会編『長野県教組五十年史』は、1996 年 12 月に「県教組」自身の手で発行されている。なおこの両書では『十年史』『二十年史』と異なって「戦前」の長野県の教育運動についての叙述もある。その部分の執筆はいずれも坂口光邦氏。
- (14) 判沢氏はこの時の調査をもとに「長野県教員赤化事件」と題する論文を書いている。『思想の科学』1965 年 11 月号、思想の科学社。
- (15) 『抵抗の歴史』が発刊された後、この座談会の中で「教労」長野支部の組織図が官憲の手に渡った経緯について「事実誤認」があり、「当事者」の間で問題となった。その間の状況について誤解された本人（石田宇三郎氏）が事態の解明に当たった文章がある。『ルソーを継承するもの 石田宇三郎教育論集』（双柿社、1982 年 11 月）に所収されている「戦前の教育運動の思い出」に附された「附記」である。
- (16) 『新教の友』の「長野特集」で奥田美穂氏が「芝草・山田両氏のことなど」という論稿を書いているが、そこに「そのころのことを、『暗い朝』という小説にして、一昨年九月の新日本文学に発表した」という記載がある。だとすると 1957 年 9 月のことになるので、これが長野の「当事者」による当時の模様を記した最初のものということになる。なお私は学生時代に東大教育学部勝田研究室で同氏の『絵の記録』（新光閣書店）という小説を手にした記憶があるが、よく読みもせずそのまま放念してしまった。もしかしたらこれが『暗い朝』の単行本化されたものか、あるいはそれを収録したものであったかもしれない。いずれにしてもそれらの確認を怠った私の怠慢が悔やまれて仕方がない。
- (17) 教育運動史研究史上に果たした井野川潔氏の功績については私もかつて一文を記したことがある。「教育運動史研究の開拓者・指導者 井野川潔」、井野川潔遺稿・追悼集刊行委員会編集・発行『井野川潔 教育と文学に生きる 早船ちよとともに』所収、教育史料出版会発売、1998 年 7 月。
- (18) 「新興教育研究所創立宣言」の中で「教育労働者組合はわれわれの城塞であり、『新興教育』はわれわれの武器である」というように両者の関係が記されている。
- (19) 新興教育研究所が新興教育同盟準備会に組織換えしていく際の結成大会（1932 年 8 月）で「運動方針」の最初に提示されたもの。
- (20) 長野県学務課「長野県教員左翼運動事件」、『抵抗の歴史』所収。
- (21) 同前文献、および山田国広『夜明け前の闇』など参照。

- ②② 長野の運動に参加した者たちの多くは弾圧されることをあらかじめ覚悟しており、しかし根は残ってやがて芽をふくと考えていた。弾圧がこれほど徹底したものになることは予測していなかった。こういった認識は、『抵抗の歴史』255ページ下段から256ページ上段にかけてのGの発言など、いくつも見られる。
- ②③ 小平千文「記念講演 あらためて2・4事件に思う」、註⑥の文献に所収。
- ②④ 例えば諏訪郡永明小学校教員石澤泰治氏の下宿先の談話には「子供も『あの先生でなければ……』と云ふ位いい方でしたが」とある。また下伊那郡上郷小の福澤準一氏の母親の言葉の中には「校長先生その他の先生方も真面目な教員だと常々誉めて居られたのに」という記述がある。
- ②⑤ この全文は『抵抗の歴史』212～213ページに収録されている。
- ②⑥ 「三・一五事件」は、1928（昭和3）年3月15日に、日本共産党、労働農民党や、日本労働組合評議会、全日本無産青年同盟などの党員や活動家などに加えられた大弾圧事件で、1600人余りが検挙され、その内約500人が起訴された。「四・一六事件」は翌29年4月16日に起こり、日本共産党の党員や活動家など1000名余が検挙された事件。いずれも日本資本主義の矛盾が深刻化の中で海外侵略と戦争体制を強化するため天皇制政府が行った野蛮な弾圧事件で、日本の民主的な運動は大打撃を受けた。
- ②⑦ 上伊那綴方の会は、1961年12月『萌える芽 田中ふさ子研究』を編集・発行し、1971年1月にはより充実した「改訂版」を出している。「改訂版」にも収録された初版の「まえがき」には「教師生活六年余、二十六才で短い生涯を閉じ」た「無名の若い女教師」（田中ふさ子）、「私たちは人知れず誠実に生き、暗黒の時代にも良心の灯をもちし続けた彼女に感動しました」とあるが、同書を読んで深く共感したことを思い出す。なお「改版にあたって」の中に「一九三三（昭和八）年二月の事件の打撃で不毛となった冬の時代はきびしく続いているが、この中に、萌える芽がぼつりとあった」とある。
- ②⑧ 新興教育複製版刊行委員会が「教労」「新教」結成50周年にあたって刊行した『新興教育基本文献集成』全五巻（白石書店、1980年5月～9月）の「すいせんのことば」。
- ②⑨ 本庄陸男『資本主義下の小学校』33ページ、自由社、1930年5月。なおこの書は註⑧の『新興教育基本文献集成』中の第五巻として復刻・刊行されている。また児童問題史研究会監修の『日本児童問題文献選集』第6巻として、小川実也『地域中心としての学校施設』とともに、収録されている。日本図書センター、1983年6月。
- ③⑩ 西條億重「長野の教育的伝統と教育運動」、『新教の友』第5号、1960年6月。
- ③⑪ 森谷清「神奈川の教育実践の調査から」中にある増田貫一談話、『新教の友』第4号、1959年8月。
- ③⑫ 久坂進（依田新）「プロレタリア児童の知能の問題」、『新興教育』創刊号。
- ③⑬ 前に記したように今村治郎氏は1980年7月の「『新教』創立・『教労』結成40周年記念夏季集會」でこの「教程」について「証言」を行い、それを契機にして註⑫にあるように論稿を執筆した。氏は、1973年9月、その論稿を中心に「教労事件40周年記念出版」として『修身科・無産者児童教程 - 長野県教労（二・四事件）の下伊那地区に関する資料 -』を出版した。発行所は教労下伊那地区に関する資料刊行会（今村方）となっている。この「教程」は現物が未発掘で、従来は前記長野県学務部「長野県教員左翼運動事件」、および文部省学生部『秘』プロレタリア教育の教材』（1934年3月）に転載されているものに頼っていたが、この出版で執筆当事者の手で復元されることとなった。現在ではそこに収録されている「資料『修身科・無産者児童教程』全文」が現物に最も近いものということになる。なお文部省の『プロレタリア教育の教材』は700ページ近い大作であるが、『新興教育』複製版刊行委員会の手によりその第9巻（1967年7月）の中に復刻・収録されている。
- ③⑭ この「闘争方針書」も現物は確認されていないが、註⑬で触れた文部省学生部『プロレタリア教育の教材』に全文の記載がある。また青森県国民教育研究所編『青森の民間教育史料』第1号（1965年8月）にそこから転載されたものが載っている。
- ③⑮ この児童自治会の活動も含めた藤原晃氏の教育活動については宮坂岩子「藤原晃の教育思想とその実践」（『教育運動史研究』第13号、1971年10月）が参考になる。藤原氏も自著（前記『八十年の軌跡』）の中にこの論文全部を収録している。

- 36) 『ピオニールトクホン』第一集，第二集とその後継の『ピオニールの友』第三集は二度めの新興教育複製版刊行委員会によって復刻・刊行された『新興教育』の「別巻」に縮刷して収録されている．1975年12月．
- 37) 岩波ブックレット『荒れ野の40年 ヴァイツゼッカー大統領演説』16ページ，1986年2月．